

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月13日

【会社名】 新日本理化株式会社

【英訳名】 New Japan Chemical Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 盛田 賀容子

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 京都市伏見区葭島矢倉町13番地
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記で行っております。)
大阪市中央区備後町二丁目1番8号(備後町野村ビル)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
新日本理化株式会社
大阪本社
(大阪市中央区備後町二丁目1番8号(備後町野村ビル))
新日本理化株式会社
東京支社
(東京都中央区新川一丁目3番3号(グリーンオーク茅場町))
(注)東京支社は法定の縦覧場所ではありませんが、便宜上公衆の縦覧に供しております。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員 盛田 賀容子 は、当社の第154期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。